

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスセントラル株式会社  
代表者名 取締役社長 岩田 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを6台導入する。 (2023年度～2027年度)	2023年度にノンステップバスを7台導入した。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客様からの求めに応じて提供する設備の役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。</li> <li>車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。</li> </ul>	前年度実施し本年度も継続して取組む。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。</li> <li>昨年よりWhillの対応を開始したことから、お客様とコミュニケーションを図り、安全にご乗車いただく。</li> </ul>	本年度計画中

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	段階的に車内の行先表示機器等を代替し、視認性向上を図る。	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	<p>各安全運動期間中を中心に行っている事業所単位での事故防止教育の中で、以下のようにさまざまな事例を用い、幅広く周知することで、類似事故防止に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーを活用した運転事故回避策の共有</li> <li>・車いすを使用した乗降体験を通じて、お客様の立場に立ったサポート学習。</li> <li>・車内に乗車し、急制動などを体験することで、自分自身の運転の見直しにつなげる。。</li> </ul>	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブサイトや電話等で寄せられるお客様からのご指摘内容については、点呼時や集合教育時等において情報の共有化を図る。</li> <li>・障がい者の方々と協議・意見交換する会議体への出席</li> <li>・バリアフリーに関連する各種会議体・研修への参加</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開
--------------

(4) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数			
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備 えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の	
前年度車 両数	137	117	106	11	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	8	7	7	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	8	7	2	5	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	137	117	111	6	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスセントラル株式会社  
代表者名 取締役社長 岩田 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを3台導入する。 (2023年度～2027年度)	2023年度にノンステップバスを5台導入した。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客様からの求めに応じて提供する設備の役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。</li> <li>車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。</li> </ul>	前年度実施し本年度も継続して取組む。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。</li> <li>昨年よりWheelの対応を開始したことから、お客様とコミュニケーションを図り、安全にご乗車いただく。</li> </ul>	本年度計画中

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	段階的に車内の行先表示機器等を代替し、視認性向上を図る。	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	各安全運動期間中を中心に行っている事業所単位での事故防止教育の中で、以下のようにさまざまな事例を用い、幅広く周知することで、類似事故防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーを活用した運転事故回避策の共有</li> <li>・車いすを使用した乗降体験を通じて、お客様の立場に立ったサポート学習。</li> <li>・車内に乗車し、急制動などを体験することで、自分自身の運転の見直しにつなげる。。</li> </ul>	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ウェブサイトや電話等で寄せられるお客様からのご指摘内容については、点呼時や集合教育時等において情報の共有化を図る。
- ・障がい者の方々と協議・意見交換する会議体への出席
- ・バリアフリーに関連する各種会議体・研修への参加

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフ トを備 えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の
前年度車 両数	154	144	142	2	0	0	0	10	10	0	2	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	8	7	7	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	5	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度末車 両数	157	146	145	1	0	0	0	11	11	0	3	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスセントラル株式会社  
代表者名 取締役社長 岩田 敏之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを18台導入する。 (2023年度～2027年度)	2023年度にノンステップバスを12台導入した。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客様からの求めに応じて提供する設備の役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。</li> <li>車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。</li> </ul>	前年度実施し本年度も継続して取組む。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。</li> <li>昨年よりWhillの対応を開始したことから、お客様とコミュニケーションを図り、安全にご乗車いただく。</li> </ul>	本年度計画中

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	段階的に車内の行先表示機器等を代替し、視認性向上を図る。	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	各安全運動期間中を中心に行っている事業所単位での事故防止教育の中で、以下のようにさまざまな事例を用い、幅広く周知することで、類似事故防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーを活用した運転事故回避策の共有</li> <li>・車いすを使用した乗降体験を通じて、お客様の立場に立ったサポート学習。</li> <li>・車内に乗車し、急制動などを体験することで、自分自身の運転の見直しにつなげる。。</li> </ul>	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ウェブサイトや電話等で寄せられるお客様からのご指摘内容については、点呼時や集合教育時等において情報の共有化を図る。
- ・障がい者の方々と協議・意見交換する会議体への出席
- ・バリアフリーに関連する各種会議体・研修への参加

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数					
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備 えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の
前年度車 両数	137	126	108	18	0	0	0	11	11	0	6	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	15	14	14	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	14	12	6	6	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0
年度末車 両数	138	128	116	12	0	0	0	10	10	0	5	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2023年度）

住 所 東京都墨田区押上一丁目1番2号

事業者名 東武バスウエスト株式会社  
代表者名 取締役社長 金井 応季

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスを25台導入する。 (2023年度～2027年度)	2023年度にノンステップバスを18台導入した。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員がお客様からの求めに応じて提供する設備の役務の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害者からの求めに応じて運転席に配備してある筆談具を積極的に活用するよう再徹底を図る。</li> <li>車いすなどスロープによる乗降が必要な場合においては、速やかに役務の提供を行えるよう訓練を重ねる。</li> </ul>	前年度実施し本年度も継続して取組む。

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバスの利用方法の掲載	<ul style="list-style-type: none"> <li>お客様がスムーズにバスをご利用いただけるよう接遇研修モデルプログラム等に基づき、繰り返し従業員研修を行う。</li> <li>昨年よりWhillの対応を開始したことから、お客様とコミュニケーションを図り、安全にご乗車いただく。</li> </ul>	本年度計画中

## ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供の拡充	段階的に車内の行先表示機器等を代替し、視認性向上を図る。	計画どおり順次代替を進めている。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の技術向上	各安全運動期間中を中心に行っている事業所単位での事故防止教育の中で、以下のようにさまざまな事例を用い、幅広く周知することで、類似事故防止に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーを活用した運転事故回避策の共有</li> <li>・車いすを使用した乗降体験を通じて、お客様の立場に立ったサポート学習。</li> <li>・車内に乗車し、急制動などを体験することで、自分自身の運転の見直しにつなげる。</li> </ul>	計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バス車内等での告知	車内放送および車内に貼付したステッカーなどを通じて、事故防止PRを積極的に行うほか、適宜、肉声でのご案内も行い、車内事故防止の絶無を図る。	前年度および本年度も継続して実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ウェブサイトや電話等で寄せられるお客様からのご指摘内容については、点呼時や集合教育時等において情報の共有化を図る。
- ・障がい者の方々と協議・意見交換する会議体への出席
- ・バリアフリーに関連する各種会議体・研修への参加

(3) 報告書の公表方法

自社ホームページにて公開

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	総車 両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両 数						
		計	ノンステップ バスの車両数	ワンステップ バスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数		
					計	スロープ板を備 えたもの	リフトを備 えたもの		計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の	計	うちス ロープ板 を備えた もの	うち リフトを 備えたも の
前年度車 両数	306	289	259	30	0	0	0	17	17	0	4	0	0	0
年度内に 供用を開 始した車 両数	21	21	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度内に 供用を廃 止した車 両数	22	16	10	6	0	0	0	6	6	0	3	0	0	0
年度末車 両数	305	294	270	24	0	0	0	11	11	0	1	0	0	0

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。